

大 気 環 境

目 次

表 1	大気汚染に係る環境基準	(1)
表 2	汚染物質別の測定方法	(1)
表 3	大気汚染測定局が設置されている市町村 (平成29年度)	(2)
表 4	測定局及び測定項目一覧	(2)
表 5	ばい煙発生施設等に係る規制の概要	(5)
表 6	粉じん発生施設に係る規制の概要	(6)
表 7	特定特殊自動車に係る規制の概要	(6)
表 8	大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、 ばい煙発生施設の設置状況	(6)
表 9	大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく 種類別一般粉じん発生施設の設置状況	(7)
表 10	大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況	(7)
図 1	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 [ガソリン・LPG車]	(8)
図 2	窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移 [ディーゼル車]	(9)
図 3	粒子状物質 (PM) に係る自動車排出ガスの量の許容限度 (平均値) の推移	(10)

表 1 大気汚染に係る環境基準

1 大気汚染常時監視

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	昭和46年5月16日環境庁告示 年間にわたる1時間値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和53年7月11日環境庁告示 年間にわたる1時間値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日環境庁告示 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和48年5月8日環境庁告示 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	昭和48年5月8日環境庁告示 年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

表 2 汚染物質別の測定方法

1 大気汚染常時監視

測定項目	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	紫外線蛍光法
窒素酸化物 (NO+NO ₂)	オゾンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (NO ₂)	
一酸化窒素 (NO)	非分散型赤外分析計法
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	ベータ線吸収法
光化学オキシダント (Ox)	紫外線吸収法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	ベータ線吸収法
炭化水素 (HC) 〔非メタン炭化水素 (NMHC) メタン (CH ₄)〕	水素炎イオン化検出器を用いたガスクロマトグラフ法

2 有害大気汚染物質

測定項目	測定方法
アクリロニトリル	ガスクロマトグラフ質量分析法
塩化ビニルモノマー	
クロロホルム	
1,2-ジクロロエタン	
ジクロロメタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ブタジエン	
ベンゼン	
酸化エチレン	
トルエン	
塩化メチル	
アセトアルデヒド	
ホルムアルデヒド	
ベンゾ[a]ピレン	
ニッケル化合物	高速液体クロマトグラフ法
クロム及びその化合物	誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ベリリウム及びその化合物	
マンガン及びその化合物	水素化物発生原子吸光法、水素化物発生誘導結合プラズマ発光分析法又は誘導結合プラズマ質量分析法
ヒ素及びその化合物	
水銀及びその化合物	加熱気化冷原子吸光法

3 ダイオキシン類

測定項目	測定方法
ダイオキシン類	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法

(資料) 環境部調べ

2 有害大気汚染物質

1 大気汚染常時監視

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	平成9年2月4日環境庁告示 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成9年2月4日環境庁告示 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成9年2月4日環境庁告示 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。	平成13年4月20日環境庁告示 同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。

2 有害大気汚染物質

物質名 項目	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。 (平成21年9月9日 環境省告示)
評価方法	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセンタイル値で評価する。

3 ダイオキシン類

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(平成11年12月27日環境庁告示)
評価方法	同一地点における1年間の全ての検体の算術平均値により評価する。 (資料) 環境部調べ

区	番	号	測定局	所在地	測定項目						備考		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光学オキシダント	微小粒子状物質		炭化水素	風向・風速
内	35		豊田北局(加納町)	豊田市加納町西股75	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	36		豊田東局(宝来町)	" 宝来町四丁目758-10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	37		豊田中局(三軒町)	" 三軒町六丁目23-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	38		豊田南局(竹元町)	" 竹元町南細畔3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊田管理測定局小計					2	4	1	4	4	4	4	3	4
陸	39		春日井市朝宮公園	春日井市朝宮町四丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	40		小牧高校	小牧市小牧一丁目321	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	41		知立市役所	知立市広見三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	42		尾張旭市東大通町	尾張旭市東大通町山の内2419-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城	43		豊明中学校	豊明市西川町横井4-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	44		日進市五色園	日進市五色園二丁目2716	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	45		東郷町春木	東郷町春木字申下1335-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	46		長久手中学校	長久手市岩作権代30-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊田管理測定局小計					5	12	1	12	12	7	3	12	
内陸区					5	12	1	12	12	7	3	12	
衣	47		半田市東洋町	半田市東洋町一丁目3-6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	48		碧南市川口町	碧南市川口町一丁目169	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	49		刈谷市寿町	刈谷市寿町一丁目409	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	50		常滑市保健センター	常滑市新開町五丁目62	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浦	51		大府小学校	大府市桃山町五丁目44	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	52		高浜小学校	高浜市青木町六丁目1-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	53		阿久比中学校	阿久比町大字卯坂字半田ケ峰1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	54		東浦町役場	東浦町大字緒川字政所20	○	○	○	○	○	○	○	○	○
城	55		武豊町役場	武豊町字長尾山19	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	衣浦区					2	9	0	9	9	5	2	9
衣浦区					2	9	0	9	9	5	2	9	

区	番	号	測定局	所在地	測定項目						備考		
					二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光学オキシダント	微小粒子状物質		炭化水素	風向・風速
東	15		大崎	豊橋市大崎町字柿ノ木16	○	○	○	○	○	○	○	○	
	16		石巻	" 石巻町字西浦16	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17		二川	" 大岩町字真郷内111-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	18		依野	" 野依町字瓢訪149-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
三	19		吾妻	" 吾妻町84-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	20		富本	" 富本町字国隠20-8	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊橋市管理測定局小計					3	4	0	6	5	4	0	6
	豊橋市					3	4	0	6	5	4	0	6
河	21		豊川市役所	豊川市金屋西町三丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	
	22		豊川市御津南小学校	" 御津町御馬加美15	○	○	○	○	○	○	○	○	
	23		蒲郡市御幸町	蒲郡市御幸町3350-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	24		田原市童浦小学校	田原市童浦町西側85-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
東三河区					4	8	0	10	9	7	1	10	
尾	25		一宮市松降通	一宮市松降通七丁目27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	26		一宮市小信中島	" 小信中島字川南12-3	○	○	○	○	○	○	○	○	
	27		一宮市木曾川消防署	" 木曾川町大字黒田字北宿二町247-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	28		津島市埋田町	津島市埋田町二丁目123-1	○	○	○	○	○	○	○	○	
張	29		犬山消防署	犬山市大字五郎丸字下前田1	○	○	○	○	○	○	○	○	
	30		江南市古知野町	江南市古知野町花震74	○	○	○	○	○	○	○	○	
	31		岩倉市本町	岩倉市本町字出口白山1-4	○	○	○	○	○	○	○	○	
	32		弥富市役所	弥富市前ノ須町南本田379-1、379-3	○	○	○	○	○	○	○	○	
区	33		豊山町豊場	豊山町大字豊場字城屋敷117	○	○	○	○	○	○	○	○	
	34		あま市伊福小学校	あま市七宝町伊福河原28	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾張区					3	10	0	10	10	3	1	9	
尾張区					3	10	0	10	10	3	1	9	

表6 粉じん発生施設に係る規制の概要

規制対象物質	規制の種類	根拠法令	対象地域	規制対象
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度規制	大気汚染防止法	県内全域	石綿含有製品の製造に用いる切断機等の特定粉じん発生施設を有する工場・事業場
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	吹付け石綿並びに石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物等の解体、改造又は補修作業
一般粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	大気汚染防止法	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設
粉じん	構造並びに使用及び管理に関する規制	県民の生活環境の保全等に関する条例	県内全域	堆積場、ベルトコンベア等の粉じん発生施設

(注) 平成30年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表7 特定特殊自動車に係る規制の概要

規制対象	特定特殊自動車(オフロード特殊自動車) ※公道を走行しない特殊な構造の作業車(建設機械、産業機械、農業機械等)
規制の種類	特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準(排出ガスの濃度基準等)
対象地域	県内全域
根拠法令	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(注) 平成30年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表8 大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく種類別、ばい煙発生施設の設置状況

項番号	施設の種類	大気汚染防止法	電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法	計
1	ボイラー	7,788	82	10		7,880
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	7	1			8
3	熔焼炉・焼結炉・鍛焼炉	13				13
4	溶鉱炉・転炉・平炉	17				17
5	金属溶解炉	546				546
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1,291				1,291
7	石油加熱炉	40				40
8	触媒再生塔	2				2
8の2	燃焼炉	5				5
9	窯業焼成炉・溶融炉	382				382
10	反応炉・直火炉	60				60
11	乾燥炉	433			1	434
12	電気炉	30				30
13	廃棄物焼却炉	220				220
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焼却炉等		2			2
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)					
16	塩素急速冷却施設					
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)					
18	活性炭製造用反応炉					
19	塩素・塩化水素反応施設等	10				10
20	電解炉(アルミ精錬用)					
21	硝酸肥料等製造施設	1				1
22	弗酸製造用施設					
23	トリポリ硝酸ナトリウム製造用施設					
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	24				24
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)					
26	鉛系顔料製造用溶解炉等					
27	硝酸製造用施設					
28	コークス炉	8				8
29	ガスタービン	36	632			668
30	ディーゼル機関	394	1,898	9		2,301
31	ガス機関	7	230			237
32	ガソリン機関					
	施設数計	11,286	2,843	19	1	14,149
	工場・事業場数	3,710	1,885	4	1	4,885

(注) 1 平成30年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数は、大気汚染防止法、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に係る施設の数(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境部調べ

表 9 大気汚染防止法、電気事業法及び鉱山保安法に基づく種類別一般粉じん発生施設の設置状況

項番号	施設の種別	大気汚染防止法	電気事業法	鉱山保安法	計
1	コークス炉	7	0	0	7
2	堆積場	579	7	0	586
3	ベルトコンベア及びパケットコンベア	3,070	88	5	3,163
4	破砕機及び摩砕機	366	2	1	369
5	ふるい	322	4	3	329
	施設数計	4,344	101	9	4,454
	工場・事業場数	612	3	1	614

(注) 1 平成30年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第2の項番号をいう。

(注) 3 工場・事業場数の計は、大気汚染防止法、電気事業法又は鉱山保安法に係る施設のいずれかを保有する(重複を除いた)実際の工場・事業場数を計上している。

(資料) 環境部調べ

表 10 大気汚染防止法に基づく種類別揮発性有機化合物排出施設の設置状況

項番号	施設の種別	大気汚染防止法
1	化学製品製造用乾燥施設	5
2	塗装施設(吹付塗装)	128
3	塗装用乾燥施設	21
4	積層板、粘着テープ、シート、はく離紙、包装材料製造接着用乾燥施設	89
5	接着用乾燥施設	14
6	オフセット輪転印刷用乾燥施設	13
7	グラビア印刷用乾燥施設	16
8	工業用洗浄施設	15
9	貯蔵タンク	3
	施設数計	304
	工場・事業場数	73

(注) 1 平成30年3月末現在(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の分を含む。)

(注) 2 項番号は、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項番号をいう。

(資料) 環境部調べ

図1 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

[ガソリン・LPG車] ※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

1 乗用車

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
39%	50年4月 (50年規制)
27%	51年4月 (等価慣性重量1tを超えるもの) (51年規制)
20%	51年4月 (等価慣性重量1t以下のもの) (51年規制)
8%	53年4月 (53年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

2 トラック・バス

(1) 軽量車

車両総重量
1.7t以下

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
32%	54年1月 (54年規制)
19%	56年1月 (56年規制)
8%	63年12月 (63年規制) (0.25g/km)
2.5%	12年10月 (12年規制) (0.08g/km)
1.6%	17年10月 (17年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

(2) 中量車

車両総重量
1.7t超
2.5t以下

※

100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	56年12月 (56年規制)
23%	元年10月 (元年規制) (0.7g/km)
13%	6年12月 (6年規制) (0.4g/km)
4.3%	13年10月 (13年規制) (0.13g/km)
2.3%	17年10月 (17年規制) (0.07g/km)
2.3%	30年10月 (30年規制) (0.07g/km)

(3) 重量車

車両総重量
2.5t超

※

100%	48年4月前 (未規制)
70%	48年4月 (48年規制)
59%	52年8月 (52年規制)
42%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
25%	元年10月 (元年規制) (650ppm)
20%	4年10月 (4年規制) (5.5g/kwh)
17%	7年12月 (7年規制) (4.5g/kwh)
5.3%	13年10月 (13年規制) (1.40g/kwh)
2.6%	17年10月 (17年規制) (0.7g/kwh)

3 軽貨物車

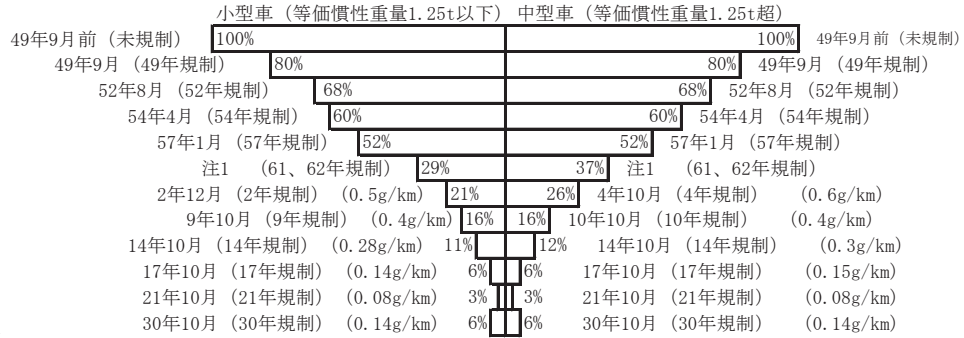
100%	48年4月前 (未規制)
71%	48年4月 (48年規制)
59%	50年4月 (50年規制)
39%	54年1月 (54年規制)
29%	57年1月 (57年規制)
16%	2年10月 (2年規制) (0.5g/km)
8%	10年10月 (10年規制) (0.25g/km)
4%	14年10月 (14年規制) (0.13g/km)
1.6%	19年10月 (19年規制) (0.05g/km)
1.6%	30年10月 (30年規制) (0.05g/km)

(資料) 環境部調べ

図2 窒素酸化物に係る自動車排出ガスの量の許容限度(平均値)設定の推移

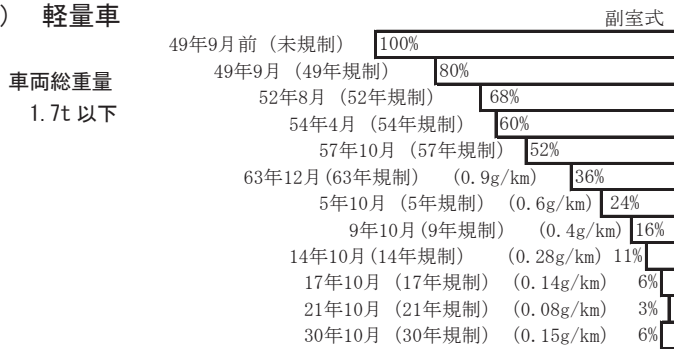
[ディーゼル車]

1 乗用車

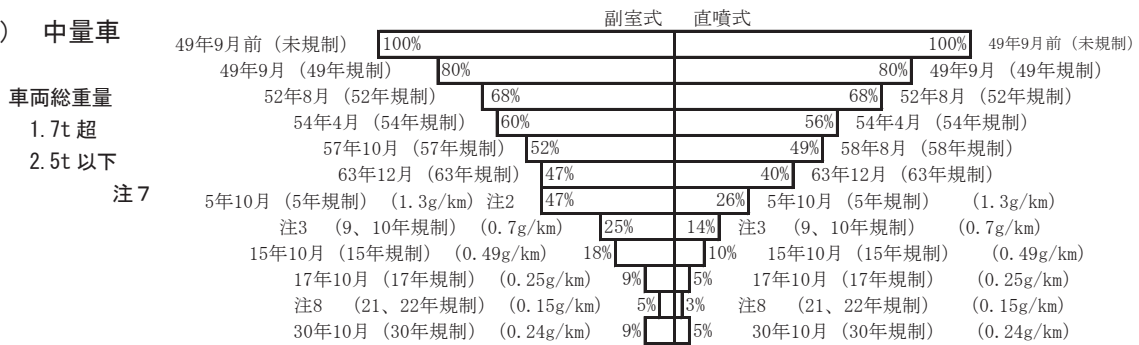


2 トラック・バス

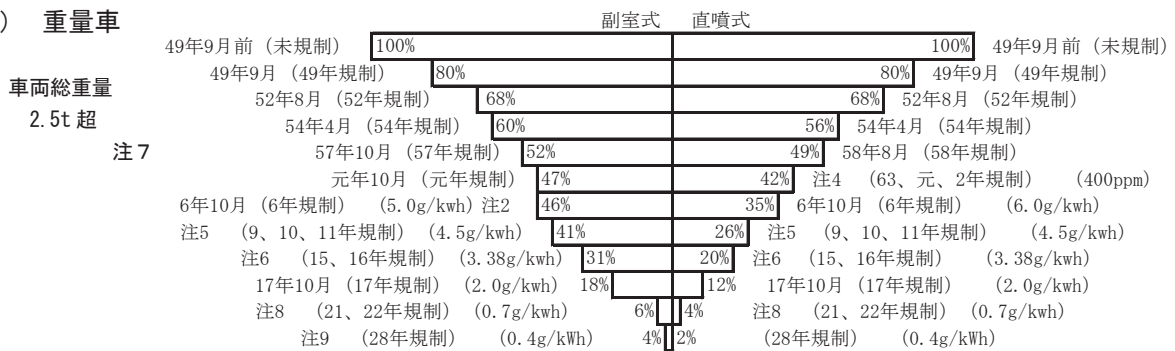
(1) 軽量車



(2) 中量車



(3) 重量車



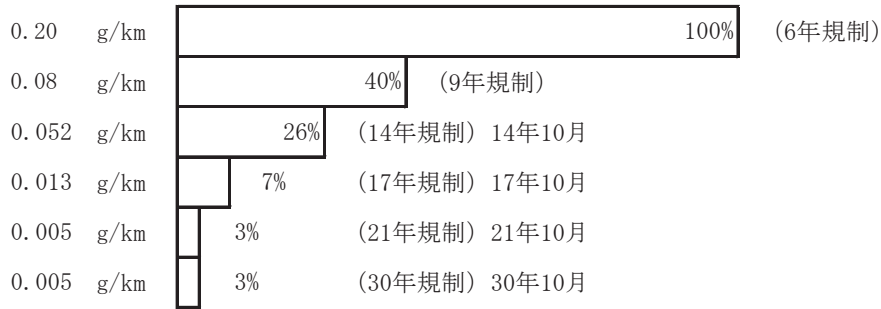
- 注1. 61年規制：61年10月手動変速機付車両
62年規制：62年10月自動変速機付車両
2. 規制値の単位のみ変更
3. 9年規制：9年10月手動変速機付車両
10年規制：10年10月自動変速機付車両
4. 63年規制：63年12月車両総重量3.5t以下のもの
元年規制：元年10月車両総重量3.5t超のもの
(車両総重量8t超のトラクター、クレーン車を除く)
2年規制：2年10月車両総重量8t超のトラクター、クレーン車
5. 9年規制：9年10月車両総重量3.5t以下のもの
10年規制：10年10月車両総重量3.5t超、12t以下のもの
11年規制：11年10月車両総重量12t超のもの
6. 15年規制：15年10月車両総重量1.7t超、12t以下のもの
16年規制：16年10月車両総重量12t超のもの
7. 17年規制から中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更される。
8. 21年規制：21年10月車両総重量2.5t超3.5t以下のもの、12t超のもの
22年規制：22年10月車両総重量1.7t超、2.5t以下のもの、3.5t超、12t以下のもの
9. 28年規制：28年10月車両総重量7.5t超のもの
(けん引自動車を除く)
29年10月車両総重量7.5t超のけん引自動車
30年10月車両総重量3.5t長7.5t以下のもの

(資料) 環境部調べ

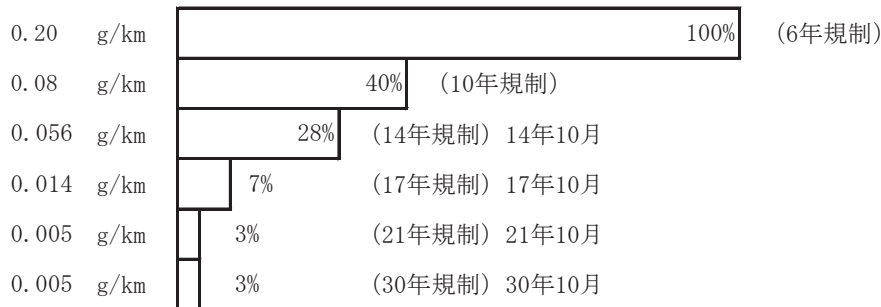
図3 粒子状物質（PM）に係る自動車排出ガスの量の許容限度（平均値）の推移

※17年規制から、中量車は1.7t超3.5t以下、重量車は3.5t超に変更されている。

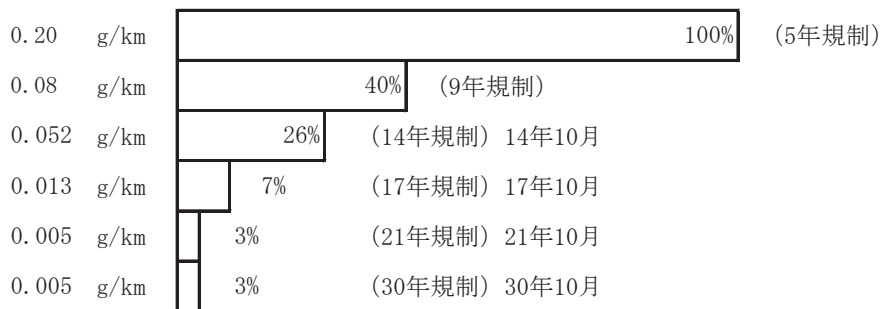
ディーゼル乗用車(小型車) (等価慣性重量 1.25t 以下)



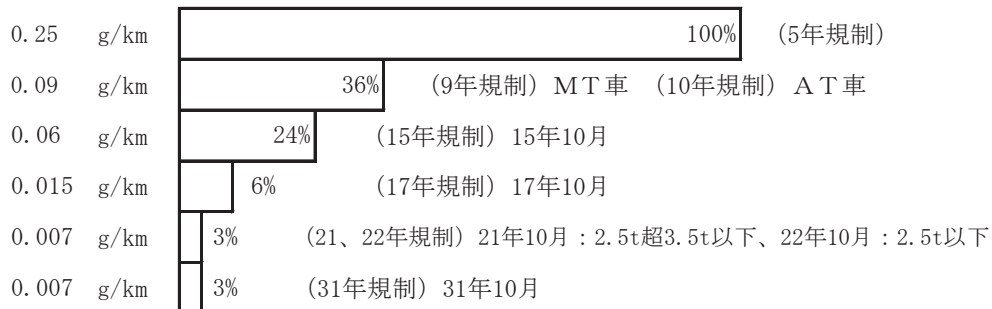
ディーゼル乗用車(中型車) (等価慣性重量 1.25t 超)



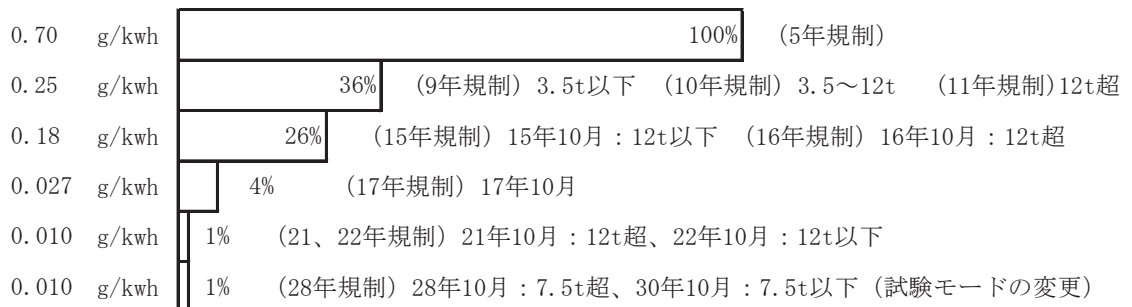
ディーゼル軽量車(車両総重量 1.7t 以下)



ディーゼル中量車(車両総重量 1.7t 超 2.5t 以下) ※



ディーゼル重量車(車両総重量 2.5t 超) ※



(資料) 環境部調べ